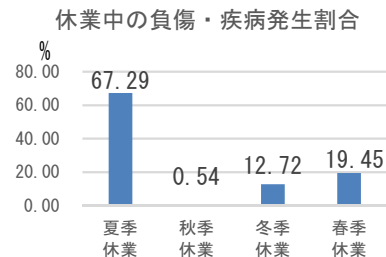


■夏季休業中の負傷・疾病は、やはり多い

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、平成27年度に「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」を支給した全事例520件を整理、分類し、統計的に死亡、障害の発生の傾向を示すとともに、発生状況をホームページで掲載しています。併せて、学校種別に児童生徒等の特性を考慮した事故防止の留意点を掲載しています。

夏秋冬春の休業中のみを見た場合、夏季休業の負傷・疾病が圧倒的に多い(67.29%)ことがわかります。新聞やテレビのニュース等では、夏休みに入り水の事故が報道されていますが、安全普及啓発活動を進めていく上でこうした統計データも積極的に活用していきましょう。



■共済法と関連する法律やその主な規定 (第4回 特定商取引法/全12回) New!



P T A等共済で取扱う共済契約は、契約期間が1年以内のものであり、「クーリングオフ」の対象ではないと言われることがあります。果たして本当にそうなのでしょうか。今回は、この「クーリングオフ」とそれを規定している特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号。以下、「特定商取引法」という。)を考えてみましょう。「クーリングオフ」とは、一定の期間内であれば、一方的な意思表示のみで、無条件で申込みの撤回又は契約を解除できる制度です。訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等が対象となる取引の典型です。特定商取引法には「クーリングオフ」という表現はありませんが、「申込の撤回」「契約の解除」と記載されています。

平成20年の改正によって、原則としてすべての商品又は役務につき、特定商取引法の訪問販売等に係る規制が及ぶことになっています。ただし、他の法律によって消費者保護が適切に図られていると認められるものについては、適用が除外されています。

(特定商取引法第26条第1項第8号)

既に他の法律によって消費者保護が適正に図られ、さらに特定商取引法の対象とすることが過剰な規制となる場合に限り、当該規制を回避する必要性を政策的に判断し、必要なものについては例外的に適用除外としていますが、P T A等共済法については、法律によって消費者保護が適切に図られていると認められるものではあるが、P T A等に係る取引において、特定商取引法による規制が過剰な規制とは認められないと考えられます。

また、都道府県のP T Aや互助会が単位P T Aに対して訪問販売を行うことは想定されず、特定商取引法の規制がかかる実態はほとんどないことから、仮に法が適用される取引があった場合であっても、過剰な規制と認められず、特定商取引法の適用を除外する必要はないと考えられています。特定商取引法第26条及び同法施行令別表第二に適用除外が列挙されています。

共済団体の場合、現実的には申込の撤回や申込契約の解除等(途中解約や脱退は除く)の問題は想定しにくいかもしれませんが、法の適用対象であるということは認識しておく必要があります。

特定商取引法の適用除外

- ① 営業のために又は営業として行われる取引
- ② 外国にある者に対する取引
- ③ 国、地方公共団体の行う取引
- ④ 特別法に基づく組合、公務員の職員団体、労働組合がその構成員に対して行う取引
- ⑤ 事業者がその従業員に対して行う取引
- ⑥ 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売
- ⑦ 弁護士、外国法律事務弁護士が行う弁護士法などに規定する弁護士業務
- ⑧ イ 金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者、同仲介業者及び登録金融機関が行う有価証券の販売、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、左記の媒介、取次ぎ、代理など、認定投資者保護団体及び証券金融会社が行う役務提供
ロ 宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者が行う土地建物の売買や役務提供
ハ 旅行業法に基づき、旅行者及び旅行代理店が行う役務提供
ニ 他の法令で消費者の利益を保護することができる等と認められる取引(49法律政令指定)

- (1) 金融取引に関するもの(19法律)
- (2) 通信・放送に関するもの(2法律)
- (3) 運輸に関するもの(9法律)
- (4) 法律に基づく国家資格を得て行う業務に関するもの(7法律)
- (5) その他の類型(9法律)

別表第二 39「保険業法に基づき免許を得た生命保険会社の行う商品の販売等」
※P T A・青少年教育団体共済法の記載はありません。
従って、P T A等共済法に基づく共済の契約もクーリングオフの適用対象となっています。

■おしらせ

- ・平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- ・総会等で理事や監事等の就任や退任があった場合は、届出が必要になります。定款変更も届出が必要です。
- ・担当者の御連絡及び共済事業の認可申請の意向調査に御協力いただきありがとうございました。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。
「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：8月31日>

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードを一切禁止いたします。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

公益社団法人全国子ども会連合会(共済事業開始:平成24年4月)

特性と課題 全国子ども会安全共済会の特性は、「公益社団法人」の事業であること、全国組織であるために会員数が非常に多いことがあります。しかし、現実には年々会員が減少していることをどう改善するかが課題です。また、組織間で会員加入割合、事業内容、事故率・医療共済金の支払い率に大きな格差があります。会員の拡大のためにはこれらの格差を縮小することが必要です。

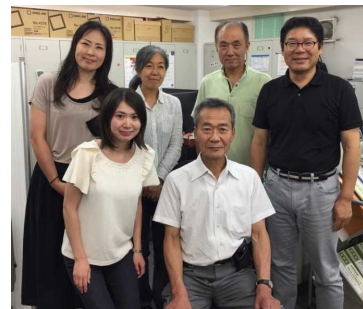
「公益」ということから、全国様々な場所でできるだけ多くの子どもと育成者が参加することを「子どもの権利」としてとらえてきました。また事故が発生したときには公平・迅速に処理しなければなりません。発生件数が多い組織に対してはケガ防止への取り組みを強化するとともに、請求件数の極端に少ない組織に対しては、共済事業の周知を求めています。

5年間の推移の中で改めて感じることは、子ども会活動が異年齢集団の体験活動という性格の他に、高齢者を含めて異世代間交流という面を持つということです。

確かに、高齢者は子どもと比べると事故を起こしやすいし、治療費も高額です。しかし、これからの「公益」を考える時に、異世代間交流という面はこれからの子ども会の役割と社会あり方を考えるキーワードを提供しているとも言えるでしょう。

都道府県・指定都市それぞれの事務局組織の整備と事務処理能力の向上にも務めなければなりません。これも本法人の緊急の課題です。

(常務理事 吉崎三義)



事務局の皆さん
中央が吉崎常務理事

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会(共済事業開始:平成24年4月)

当会の事務局は、静岡県庁横のビルの6階にあり、晴れた日には雄大な富士山を正面に見て仕事をしています。

平成24年1月6日共済事業実施認可を受けて平成24年4月1日から共済事業を開始し、6年目を迎えています。平成28年度の共済事業は、給付件数が過去最高を記録し、ここ4年間毎年過去最高を更新し続けています。このため、当会では子供たちの災害を未然に防ぐ又は災害を最小化するため「児童生徒等の健康・安全に関する研修会等支援事業」を平成28年度立ち上げました。災害を未然に防ぐための研修会の講師謝金等を助成する事業ですが、即効性が期待できないため、事業の成果の検証はしばらく先になります。

共済金の支払は、学校からの請求に基づき学校の指定する銀行口座に振り込んできました。確実に保護者に渡っていることを確認しなくていいのかという意見もあり、保護者からの請求に基づき保護者の銀行口座に直接振り込むよう、システムの見直しを考えています。このため、高等学校等の養護教諭で組織する県養護教育研究会の会長(校長)を今年度から法人の理事に迎え、養護教諭と意思疎通を図りながら、年度内には目途を付けたいと考えています。

なお、平成30年10月には、全国高等学校安全互助会連絡協議会総会並びに研究大会が静岡県で開催することが決まっております。全国から多くの方の参加をお待ちしています。(事務局次長 鎌田英巳)

PTA等共済室

- 7月 4日(火)神奈川県PTA協議会安全互助会第1回理事会(吉谷)
- 7月14日(金)横浜市安全教育振興会コンプライアンス研修(吉谷)
- 7月19日(水)山梨県高等学校安全互助会新役員向け研修会(吉谷)
- 7月21日(金)東京都公立高等学校PTA連合会全都会長会(吉谷)
- 7月25日(火)～26日(水)日本PTA全国研究大会(仙台市)会場下見・市教委(吉谷)
- 7月26日(水)全国高等学校PTA連合会下見(静岡市・袋井市)(三島)
- 7月28日(金)神奈川県PTA協議会安全互助会第2回理事会(吉谷)



都高P全都会長会
改正個人情報保護法の説明

■ 個人情報管理ワンポイントアドバイス

○個人情報を取得するときは、利用目的を伝えましょう。また、目的外に利用しないようにしましょう。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければなりません。利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいとされています。(例)×事業に用いるため ○共済金支払や共済契約管理に用いるため

■ 編集後記 40歳を迎えたとき、(男の平均寿命からすると)人生の折り返しを迎えたと思おう一つ違う仕事をしてみたいと思ひ転職した。あれから10年、少し気持ちの変化に気が付いた。今までは、まだまだと思っていたが、少し先が見えてきたと感じるようになったのである。年を取るのには実に早いものである。最近になって、小学校のクラス会、中学校の同窓会、高校の同窓会と毎月のように開催され参加するようになった。自分が幹事や司会を務めることもあるが、「…50歳の節目を迎え…」との言葉が聞かれるようになった。お互いにシワになったりハラが出たりハゲたりと見た目の違いこそあるが、卒業以来会ったことのない人との再会は、非常に懐かしく、一瞬で当時に戻してくれるものである。残念なことに他界された恩師も増え、なかには同期も病気で亡くなる人も出てきた。一種の「終活」ともいえるものかもしれないが、元気なうちに死ぬまでには、再会しておきたい人には、会っておきたいと思うようになってきた。芸能人であれば、あの人に会いたいのも簡単にできるが、現実にはそうはいきませんね。同窓会で再会した同期、地元に残って頑張っている人、県外で頑張っている人、多くの刺激をいただいて東京に戻ってまいりました。太陽も暑いのも苦手で、一番辛い時期ですが頑張っていきます。(PTA等共済室:スイカは1玉で買う初老の吉谷)